

## 地方独立行政法人中期目標について

【地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）】

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 1 中期目標の意義（地方独立行政法人法逐条解説より）

地方独立行政法人制度では、市長から地方独立行政法人に対し法人が達成すべき業務運営の目標を「中期目標」により指示し、法人がこの「中期目標」に基づいて「中期計画」を作成し、これに基づき計画的に業務を行う仕組みとなっている。

また、中期目標期間終了時には、「中期目標」の達成状況について評価委員会の評価を受けることとなっている。

このように「中期目標」の意義としては、

- ①地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
  - ②地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準
- の2つがある。

特に①については、法人の自主性・自律性を尊重する地方独立行政法人制度の中で、業務について市長から法人に対して直接指示する唯一の手段であることを勘案すると、当該期間中に市長として法人に達成を期待する目標を明確に記載する必要がある。

なお、「指示」とは、ある機関が関係の機関等に対し、方針・基準等を示し、これらを実施させることを意味する用語であり、この指示により、地方独立行政法人は、「中期目標」の達成を目指して、その業務を実施する義務を有することとなる。

## 2 中期目標の期間（地方独立行政法人法逐条解説より）

中期目標の期間は、3～5年の間で市長が定めることになっている。中期目標期間を3～5年としているのは、一定の目標に従って業務運営を自律的かつ自発的に行わせるためには、短期の目標では自主性の発揮が期待できず、長期の目標では社会その他の変動により大きく目標を変更する必要が出てくることや、業務運営についての評価も困難になることなどから、法人の自主性・自律性が発揮され、ある程度社会その他の変動が予測しうるような中期的な期間が適切と考えられるためである。

## 3 中期目標と中期計画の関係

	中期目標	中期計画
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市長があらかじめ評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て策定。</li> <li>* 地方独立行政法人に指示。</li> <li>* 公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 中期目標に基づき、法人が作成し、市長の認可を受ける。</li> <li>* 市長が中期計画の認可をする時は、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て認可する。</li> <li>* 法人は、認可を受けた後、公表。</li> </ul>
規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中期目標の期間</li> <li>②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</li> <li>③業務運営の改善及び効率化に関する事項</li> <li>④財務内容の改善に関する事項</li> <li>⑤その他業務運営に関する重要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</li> <li>②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</li> <li>③予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</li> <li>④短期借入金の限度額</li> <li>⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</li> <li>⑥剰余金の使途</li> <li>⑦その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</li> </ul>